

第24回期 第17回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和3年11月17日(水) 午後1時25分から午後1時45分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員11人)

会 長	10番	江田 久男
会長職務代理者	9番	八旗 正紀
委 員	1番	小針 充則
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	関根 辰三
同	5番	佐川 健二
同	6番	小室 勝弘
同	7番	薄井 良男
同	8番	鈴木 勝志

推 進 委 員 (浅川・滝輪)	石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)	小宅 善一
同 (里白石・福貴作)	我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)	小針 弘之
同 (大 草)	佐川 光一
同 (東大畑・畑田)	白川 清一
同 (小貫・太田輪)	近藤 近
同 (山 白 石)	生田目重好
同 (同)	鈴木 輝雄
同 (染)	岡部 多重
同 (中 根 松)	市川 喜一

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第29号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願に対する意見決定について

1件

5 農業委員会事務局職員

事務局長 坂本 克幸

主 事 小松 将広

6. 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。</p> <p>それでは、会長より開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>只今から第17回浅川町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>朝晩の寒さが身に染みるようになり、冬が近づいて来ているのが分かる季節となってきました。秋の収穫も終わり、野菜等の集荷と来年の準備等に忙しいかと思われまます。米価もJAの60kgの買取価格が9,000円を下回るような状況であり、農水省の標準的な生産コストは60kgあたり13,000円とされていますから、生産コストを大きく下回っており、米農家にとっては危機的な状況となっております。来年度の作付け等にも影響がないか心配されるところであります。</p> <p>本日の案件は2件です。皆様には慎重かつ円滑な審議を賜りますよう宜しくお願ひ申し上げ、あいさつと代えさせていただきます。</p>
会 長	<p>本日の出席委員は10名中10名です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第5回浅川町農業委員会総会は成立しました。</p> <p>なお、推進委員の出席は11名中11名です。</p>
会 長	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。</p> <p>浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、2番、酒井秀忠委員、3番、鈴木政吉委員を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の小松主事を指名いたします。</p> <p>それでは、議事日程第3、議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案第28号①について、浅川・滝輪地区推進委員、石塚隆晴委員の調査報告及び、意見を求めます。</p>
石塚委員	<p>はい。浅川・滝輪担当地区の石塚隆晴です。</p> <p>議案第28号農地法第4条①について、調査結果の報告及び意見を申し上げます。申請人、*****番地、*****さん、以下記載のとおりです。13日、午前9時より地区副担当の小針委員及び申請人の立会いのもと現地にて調査して参りました。</p>

<p>会 長</p> <p>事務局長</p> <p>会 長</p> <p>会 長</p>	<p>本町119番1、本町121番の畑に、自家用車、貸駐車場及び通路と物置の用地として使用したいとのことです。</p> <p>調査事項であります一般基準の第1項から10項目までについて該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないものとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p> <p>事務局より補足説明をお願いします。</p> <p>説明いたします。</p> <p>本件は顛末案件となります。申請地は、申請人の父が長年にわたり営んでいた旅館の駐車場として利用していた土地になります。旅館業については、申請人の父が亡くなり、10年程前に廃業はしましたが、現在は近隣の方の賃貸駐車場等として利用しています。申請人については、旅館業に関わることはなく、長年駐車場として利用していたため、農地であるという認識がなく、今回の転用申請を期に、今後は法令を順守していく旨の誓約書も提出されています。</p> <p>まず、立地基準については、おおむね300m以内に駅が存在する公共施設至近距離農地ということで、第3種農地と判断しました。次に、立地基準の各項目についてですが、転用に必要な資力、信用については、全額自己資金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、令和4年2月末までに工事完了予定であり該当しません。行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合および法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、許可や協議を要するものがなく該当しません。申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、隣接地を一体として利用する計画書が提出されており問題ありません。事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、賃貸・集会・自家用駐車場及び物置として適当な面積であり問題ありません。転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、汚水の発生はなく、雨水は敷地内に自然浸透する計画となっております。以上です。</p> <p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので、質疑を許します。議案第28号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。議案第28号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
--	--

<p>会 長</p>	<p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成ですので、議案第28号、農地法第5条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第29号、農地法第4条の規定による許可処分の取消願に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p>
<p>事務局長</p>	<p>説明いたします。</p> <p>本案件は、平成19年5月10日に許可を受けた事業の取消となります。当初計画では、住宅建替に伴い既存の進入路では幅員が3m未満であったため、安全面を考慮し、幅員4mの進入路を整備する計画をしており、また、袖山地区の下水道接続事業が当時予定されていたこともあり、接続事業に合わせて新しい進入路に下水道管を通す予定をしていました。</p> <p>しかし、袖山地区の人口が少ないこともあり、下水道接続事業の予定がなくなり、既存の進入路で建築確認の許可が下りたため、平成21年2月に住宅の建替えを行ったとのこと。現在は、進入路を整備する計画はなく、申請地は畑として使用しており、今後も農地として使用したいため、転用許可の取り消しについては問題ないかと思われ。ます。</p> <p>現在の土地の所有者については、申請者であった***さんが亡くなり、妻の****さんが土地を相続し、相続登記が完了しています。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局の朗読、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第29号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第29号①について、許可取消することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第29号、農地法第4条の規定による許可処分の取消願①は許可取消と意見決定いたします。</p> <p>次に、同じく議案第29号②について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>【議案朗読】</p>
<p>事務局長</p>	<p>説明いたします。</p>

<p>会 長</p>	<p>本案件は、令和2年12月14日に許可を受けた事業の取消となります。</p> <p>当初計画では、隣接する棚倉町の農地を含めて盛土を行い、1haの広大なそば畑として利用する農地改良の計画をしていました。</p> <p>しかし、棚倉町にある農地に盛土する面積や量が多く、許可が下りなかったため、農地改良の計画がなくなり、転用許可を取り消す申請がなされました。</p> <p>申請は農地改良に伴う一時転用であったため、農地として使用することには変わりはないため、転用許可の取り消しについては問題ないかと思われます。以上です。</p> <p>事務局の朗読、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第29号②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第29号②について、許可取消することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第29号、農地法第4条の規定による許可処分の取消願②は許可取消と意見決定いたします。</p> <p>次にその他に入ります。皆様からその他なにかございませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>なければ事務局より連絡事項をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい。それでは連絡事項を何点か申し上げます。</p> <p>まず、次回の総会につきましては12月17日金曜日、午後1時30分からを予定しております。また、総会終了後に農業者等と農業委員会との意見交換会を午後2時半より開催する予定です。</p> <p>続いて農地利用意向調査について事務局より説明いたします。</p>
<p>小松主事</p>	<p>意向調査についてですが、みなさまにお配りしております意向調査表送付一覧のとおり、127名の方に意向調査を送付しており、回答期限は12月3日までとなっております。次回の総会の際に、未提出者がいた場合は、農業委員会の皆様に意向調査の回収の協力をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>最後に、活動記録簿10月分を総会終了後に事務局まで提出をお願いします。事務局からは以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは以上を持ちまして第17回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

事務局長	ご起立願います。礼。ご苦労様でした。
------	--------------------

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)